

令和元年6月27日現在

機関番号：85406

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12985

研究課題名(和文) アジア海上保安機関制度構築・能力向上支援の法人類学的検討

研究課題名(英文) The Examination of Japan's Maritime Safety and Security System Development Support and Improving Maritime Safety and Security Ability Support in Asia from Legal Anthropology View

研究代表者

河村 有教 (KAWAMURA, Arinori)

海上保安大学校(国際海洋政策研究センター)・国際海洋政策研究センター・准教授

研究者番号：30403215

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はアジア諸国の海上保安機関の制度構築・能力向上を図るために、支援の手法及び内容を探求することにある。国内外の法整備支援研究(Legal Technical Assistance Studies)、法と開発研究(Law and Development Studies)の知見をも参照しながら人類学者と共に検討した。「法の支配」について、国際法による法の支配を出発点としつつも、当該国家の国家法を理解し、また社会文化的規範を理解しながら、その国にとっての良き法(Good Law)による正しき法の支配(The Rule of Right Law)の推進に向けて、支援を推進していくべきであろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、世界における海洋の発展、平和における法の役割を探求し、海洋の発展・平和のために日本が行うべき関係国への海上法執行機関に対する制度構築・能力向上支援とはどのようにあるべきかを検討するもので、新たな日本外交の地平を切り拓くための具体策を研究するにおいて、学術的意義及び社会的意義を有するものである。

研究成果の概要(英文)：This study (The Examination of Japan's Maritime Safety and Security System Development Support and Improving Maritime Safety and Security Ability Support in Asia from Legal Anthropology View) seeks what methods of developing maritime safety and security system, or content or approach should be taken by Japan for the purpose of supporting the establishment of a maritime safety and security organization and the improvement of the ability thereof in Asian countries.

In reference to the knowledge acquired through the legal technical assistance studies and the law and development studies that have been conducted so far in and outside Japan, I have examined the above matter jointly with legal anthropologists.

研究分野：アジア法

キーワード：法と開発 法人類学 海上保安制度構築支援・能力向上支援

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

一般に、法学者は、「正義」を実現する手段として、「法と開発 (law and development)」の重要性を説くのに対して、人類学者はそれに対して消極的である。「すでに存在しているものを活用すればよい」、「移植しようとしている制度そのものに問題がないともいえない」、「単純に制度をこちらからあちらへ輸出するのではかえって混乱が生じ得るので、背景にある『文化』的差異を考慮する必要がある。」等の見解に加えて、人類学者は、ローカルな人々のニーズのもとで協力して支援を行う「参加型開発」支援を評価する一方で、政治的に自己中心的な「正義」を振りかざしトップダウン的に実施される支援について警鐘を鳴らす。

さらに、それぞれの社会にはそれぞれの「文化 (宗教をも含む)」が存在するが、「法と開発」において「文化」を変革する必要があるのか、また変革する必要があるとしても「文化」の変革は果たして可能であろうか、議論がある。

従来の法整備支援の学術的研究においては、形式的な法制度の変更を通じて、非形式的制度 (文化) を含む制度全体の変化を促そうとする見解が提示されてきた (松尾弘『開発法学の基礎理論』勁草書房, 2012年)。文化や法 (非公式法を含む) の多様性を認識した上で、「法と開発」を推進するにおいては、具体的な支援においてどのような点に配慮すべきか。法務省がアジア諸国に対して実施してきた法整備支援や警察庁が行ってきた制度構築支援 (例えば、インドネシア国家警察改革支援) のあり方、課題も踏まえた上で、海洋平和の実現のために、「海の世界の人づくり・制度づくり」としてアジア諸国の海上法執行機関に対する制度構築・能力向上支援のあり方を学術的に検討することは、極めて重要な研究課題である。

### 2. 研究の目的

2007 (平成 19) 年 4 月 20 日、日本の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上をはかるとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とした「海洋基本法」が成立した。海洋は、人類をはじめ生物の生命を維持する上で不可欠な要素であり、海に囲まれた日本は、「海洋法に関する国際連合条約」その他国際約束にもとづき、国際的協調のもとに、「海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和」を図ることが重要である。「海洋基本法」は、海洋に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、日本政府による「海洋に関する基本的な計画 (以下では、海洋基本計画という)」の策定のもとに、「海洋基本法」によって新たに内閣に設置された「総合海洋政策本部」が海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、上述の目的を図ることを期待している。

日本政府による海洋基本計画は、おおむね 5 年後に見直すとされており、第 1 期海洋基本計画 (2008 年 3 月 18 日閣議決定) の後これまでに、第 2 期海洋基本計画 (2013 年 4 月 26 日閣議決定) と第 3 期海洋基本計画 (2018 年 5 月 15 日閣議決定) が出されている。最も重きがおかれていることが、「法の支配」にもとづく国際海洋秩序の確立を日本が主導し、世界の発展・平和に貢献することである。日本の同盟国・友好国・国際機関と連携して、シーレーン沿岸国に対する海上法執行機関に対する能力構築支援や ASEAN 諸国全体の海上法執行機関に対する能力向上に関する資する協力の推進があげられている。

具体的には、政策研究大学院大学と海上保安大学校との連携による 1 年間の「海上保安政策課程」によるアジア諸国の海上保安機関職員の能力向上支援 (大学院の修士レベル)、日本政府が主導となつての「アジア海上保安機関長官級会議」の開催、シーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力向上支援の推進がある。

本研究 (「アジア海上保安機関制度構築・能力向上支援の法人類学的検討」) は、世界における海洋の発展・平和における法の役割とは何か、海洋の発展・平和のために日本が行うべき関係国への海上法執行機関に対する能力向上支援とはどのようにあるべきか、を検討するものである。

### 3. 研究の方法

2. で述べた研究の目的を達成するために、本研究においては、インドネシア、フィリピンをそれぞれフィールドとする法人類学者の 2 名と法哲学者 1 名の 3 名に研究分担者に加わってもらい、インドネシアやフィリピンの実情から、法整備支援や制度構築支援、海上法執行機関に対する能力向上支援の前提となる「法と開発 (law and development)」をめぐって、これまでの国内外の法学者及び人類学者らの議論についての資料を収集し、分析・検討した。

### 4. 研究成果

詳細については、「主な発表論文等」に譲ることにして、ここでは、簡潔にとどめることにしたい。

ヨーロッパ中世、カトリシズムの影響下において、ヨーロッパ諸国家に共通の西欧法が誕生し、これをプロテスタントが洗練して近代的国家法とその共通原理を創造した (千葉正士『法文化への夢』(信山社, 2015 年) 18 頁)。伝統社会の固有法は国家法に採用され、法は国家法が一元化していったが、アジアにおける法は、国家法と非公式法の二つの「法」が存在している (例えば、ムスリムであれば身分法としてのシャリアと国家法)。ナチスドイツの歴史的経験から、国家をコントロールする様々なメカニズムは、正義の実現においては完全には働かないとする法多元主義者のヴェルナー・メンスキーは、(法 = 国家法とする) 国家法一元観を

強く批判し、法とは、国家法 (state law)、自然法 (natural law)、社会文化的・社会経済的規範 (socio-cultural and socio-economic norms) から構成されるに加えて、昨今では、国際法 (国際人権) の影響が避けられず、国家法、自然法、社会文化的・社会経済的規範、国際法から構成されるものであるとする (Werner Menski, *Remembering and Applying Legal Pluralism: Law as Kite Flying*, Sean Patrick Donlan and Lukas Heckendorn Urscheler ed, *Concepts of Law*, Ashgate, 91-108 (2014) )。

法の支配についての中国国内の法学者の見解を参考に、法の支配とは何か、中国においてはどのような内容の「法の支配」の構築が目指されているのかについて、三つに集約した (Arinori KAWAMURA, *Rethinking legal pluralism and Asian law in the face of globalization. The Journal of Legal Pluralism and Unofficial Law*, 48 (3): 441-460 (2016) )。第一は、国家法 (中国憲法) による支配である。ただし、中国の国家法の内容は、西洋の自然法原理や国際法とは相反し大きくその内容が異なる。例えば、中国共産党の優越性、三権分立がなされていないこと、国民の自由権の保障に制限が加えられていること等があげられる。第二は、西洋の自然法原理や国際法に内在する価値を重視しての法の支配である。いかなる組織も機関も法に優越することはなく、個人の自由や人権が保障され、立法・行政・司法機関の三権が分立しているのが一般にその内在原理とされる。第三は、中国法に内在する「本土資源」(言い換えれば、socio-cultural and socio-economic norms) にもとづいての支配である。このように、法の支配とは、同じ内容によって世界において享有されるべき、統一されるべき概念であるにもかかわらず、「法」とは何か、その理解の仕方が異なるため、「法の支配」の理解も「法」の理解と同じように異なるという現実がある。法の理解が異なるように、法の支配の共通理解は不可能なのだろうか。

海上法執行に関する制度構築・能力向上支援は、法整備支援と同じく、「開発面に加えて、政治面・ガバナンス面でも『押しつけや介入ではなく、オーナーシップを尊重』した支援」の重要性が認識され、相手国と現地の人々の自主性を尊重し、共に成長・発展することを目指すものである。しかし、「法の支配」にもとづく普遍的なモデルとそれぞれの国の「社会的・文化的規範 (非公式法を含む)」を尊重しながらの多元的なモデルとの接木においては、アジア、アフリカ社会を中心にルールに基づく国際秩序の確保を可能とする「法の支配」のあり方について今後それぞれ具体的に検討することが必要であろう。

シーレーン沿岸国の能力向上支援を行うにあたって、対象となる沿岸国の能力及び当該国のニーズを適切に調査・評価し、関係国機関が強化すべき能力分野を明らかにした上で支援を行う等して、戦略的・効率的な支援を追求していくとともに、海上法執行機関に対する能力向上支援 (外務省、国土交通省 [海上保安庁]、防衛省) に関係する法整備支援 (法務省) や制度構築支援 (警察庁) の現状を適切に共有できる体制を構築する必要があると、第3期海洋基本計画の中でもふれられている。今後は支援国を特定するにおいても、どのような事情が優先されるべきか、また、海上法執行機関に対する効果的な能力向上支援のために、それに関係する関連支援について共有できる体制を構築するためにどうすればよいのか、あわせて学術的に検討する必要がある。

研究成果の一つとして、下記のようなシンポジウムにおいて、海外において研究代表者及び研究分担者2名の3名がインドネシア大学法学部において研究成果発表を行ったことを付記しておきたい。

多元的法体制に係るアジアシンポジウム (Asian Symposium on Legal Pluralism)

「法の限界、適法性の限界 (Limits of Law, Limits of Legality)」

日時：2018年3月29日～30日

場所：インドネシア大学法学部 (Faculty of Law Universitas Indonesia) デボック、インドネシア

プログラム

報告：森 正美 (京都文教大学教授)

「Legal and Political Struggle on the Laws of Muslim in the Philippines Making Process of Bangsamoro Basic Laws under Martial Law」

報告：河村 有教 (海上保安大学校准教授)

「The Meaning of Legal Pluralism of Asian Law in the Context of Law and Development」

報告：高野 さやか (中央大学総合政策学部准教授)

「Imagining the Universal through Localities: Japanese International Legal Assistance Programs in and beyond Asia」

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 2件)

Arinori KAWAMURA, *Rethinking legal pluralism and Asian law in the face of globalization. The Journal of Legal Pluralism and Unofficial Law*, 48 (3): 441-460

(2016)

橋本祐子「リーガル・pluralismと法概念—B. タマナハによる議論を手がかりにして」  
龍谷法学 50 巻 4 号 555 - 570 頁 (2018 年)

〔学会発表〕(計 5 件)

Arinori KAWAMURA, The Meaning of Legal Pluralism of Asian Law in the Context of Law and Development, Asian Symposium on Legal Pluralism (Faculty of Law Universitas Indonesia, 2018)

Sayaka TAKANO, Imagining the Universal through Localities: Japanese International Legal Assistance Programs in and beyond Asia, Asian Symposium on Legal Pluralism (Faculty of Law Universitas Indonesia, 2018)

Masami MORI, Legal and Political Struggle on the Laws of Muslim in the Philippines Making Process of Bangsamoro Basic Laws under Martial Law, Asian Symposium on Legal Pluralism (Faculty of Law Universitas Indonesia, 2018)

Arinori KAWAMURA, Asian Legal Pluralism and Comparative Asian Law Education, Asian Law Symposium (The Chinese University of Hong Kong, 2018)

河村有教「自由で開かれたインド太平洋における『法の支配』と海洋平和」2019 年度アジア法学会研究大会個別報告 (東京大学東洋文化研究所, 2019 年)

〔図書〕(計 1 件)

Arinori KAWAMURA, Restorative Justice: East and West, Jianhon Liu, Max Travers and Lennon Y.C. Chang ed, *Comparative Criminology in Asia*, 149-164 (Springer, 2017)

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：森 正美

ローマ字氏名：(Masami Mori)

所属研究機関名：京都文教大学

部局名：総合社会学部

職名：教授

研究者番号 (8 桁)：00298746

研究分担者氏名：高野 さやか

ローマ字氏名：(Sayaka Takano)

所属研究機関名：中央大学

部局名：総合政策学部

職名：准教授

研究者番号 (8 桁)：20586656

研究分担者氏名：橋本 祐子

ローマ字氏名：(Yuko Hashimoto)

所属研究機関名：龍谷大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号 (8 桁)：80379495

### (2) 研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。